

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 6 月 2 日

支出負担行為担当官

国立保健医療科学院総務部長 比嘉 敏充

1 工事概要

- (1) 工 事 名 水中ポンプ更新工事
- (2) 工事場所 埼玉県和光市南 2－3－6 国立保健医療科学院
- (3) 工事内容 国立保健医療科学院に設置している水中ポンプの更新
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで
- (5) 入札方法 入札金額は総価を記載すること。本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」について記述した、競争参加資格等関係書類を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価Ⅰ型）の工事である。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 本案件は、電子調達システムによる調達案件とする。
ただし、事前に所定の用紙により申し出た場合は紙入札によることができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）（以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りではない。
- (2) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 0 7 ・ 0 8 年度厚生労働省競争参加資格において、関東・甲信越地域の「管工事」で「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
- (4) 会社更生法「平成 1 4 年法律第 1 5 4 号」に基づき更生手続開始の申立（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法「昭和 2 7 年法律第 1 7 2 号」に基づく更生手続開始の申立を含む。）をしていない者、又は民事再生法「平成 1 1 年法律第 2 2 5 号」に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (6) 平成 2 2 年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 2 0 % 以上の場合のものに限る。）なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が

発注した工事のうち 5 0 0 万円を超える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が 6 5 点未満のものを除くこと。

- ・「水中ポンプの新規設置又は更新設置工事の実績があること。」
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は管理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ア 1 級管工事施工管理技士又は 2 級管工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。
 - ・ 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロで定めるもの（イについては、土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めた者）
 - ・ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者
 - ・ 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号。以下「改正令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格した者又は検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格した後配管工事に関し一年以上実務の経験を有する者
 - ・ 建築士法第二十条第四項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後管工事に関し一年以上実務の経験を有する者
- イ 平成 2 2 年度以降に上記（6）に掲げる基準を満たす完成・引渡し完了した工事で元請けとしての経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち 5 0 0 万円を超える請負工事にあつては、「工事成績表定評」の評定点合計が 6 5 点未満のものを除くこと。
- ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであること。
- エ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (8) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 関東・甲信越地域に本店又は支店を有する者であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険、②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、③船員保険
④国民年金、⑤労働者災害補償保険、⑥雇用保険

- (13) 過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
(14) その他予算決算及び会計令第７３条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格を有するものであること。

３ 総合評価落札方式に関する事項

（１）総合評価落札方式の仕組

本工事の総合評価落札方式は、標準点１００点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）に加算点３０点（以下（２）に示す評価に応じて付与する点数をいう。）を加え、評価値を算出し落札者を決定する方式とする。

なお、その概要を以下に示すが詳細は入札説明書による。

（２）評価項目

- ア 施工計画（簡易な施工計画）に関する事項
イ 企業の技術力の能力に関する事項
ウ 技術者の能力に関する事項
エ 地域貢献度に関する事項
オ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項
カ 賃金引上げの推進に関する事項

（３）評価の方法及び落札者の決定

入札参加者の３（２）による評価項目（評価指標）を評価し、

評価値＝〔標準点＋加算点〕／（入札価格）

の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は次のとおりとする。

- ア 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
イ 最低限の要求要件の標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

４ 入札手続等

（１）担当部局

〒３５１－０１９７ 埼玉県和光市南２－３－６
国立保健医療科学院総務部会計課施設管理室 電話０４８－４５８－６２４１

（２）入札説明書の交付期間、場所及び方法

- ア 交付期間 令和７年６月２日（月）から令和７年６月２３日（月）まで
イ 交付方法
① 調達ポータルからのダウンロード
② メール又は（１）に記載する場所により交付
必要な場合は、「kaikeishisetsu@niph.go.jp」あて連絡すること。

（３）申請書及び資料の提出期間

令和７年６月２日（月）から令和７年６月２３日（月）１７時００分まで。

（４）入札書の受領期限及び場所

- ・受領期限：令和７年７月１４日（月）１７時００分まで
・提出場所：埼玉県和光市南２－３－６

国立保健医療科学院総務部会計課施設管理室

（５）開札の日時及び場所

- ・開札日時：令和７年７月１５日（火）１１時００分

- ・開札場所：埼玉県和光市南２－３－６
国立保健医療科学院総務部会計課会議室

- ・入札書を紙入札方式により提出した場合は、原則立合いにより行う。

５ その他

- （１）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- （２）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除。

イ 契約保証金 免除。ただし、付保割合を１０分の３以上とする公共工事履行保証証券（契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付すこと。

- （３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札書、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- （４）落札者の決定方法

予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- （５）配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

- （６）専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- （７）契約書作成の要否 要

- （８）関連情報を入手するための照会窓口 上記４（１）に同じ。

- （９）一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２（３）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３（４）により申請書及び資料を提出できるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- （１０）契約書を除く全ての契約関係書類で押印は不要とする。

書類提出に当たっては以下に留意し、適切に対応願いたい。

- ① 提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
② 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収する場合があり得ること。

- （１１）詳細は入札説明書による。